

平成23年11月28日

平成24年度税制改正重点要望

国民新党・新党日本

日本経済は、デフレから一向に脱却できず、1ドル70円台の円高水準はすでに中小企業の体力の限界を超え、大企業でさえも悲鳴を上げている。また、復興需要がささやかれる一方で、消費マインドはいまだ冷え切った状況である。

更に、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉の参加問題にゆれる中で、TPPが地方を不安に陥れ、農業はもちろん金融・医療（国民皆保険）など国民の生活にまで多大な影響を与えうることが明らかとなってきた。

こうした状況下で実施する増税は、投資、消費を抑制し経済活動を萎縮させてしまうので景気に逆効果である。

その一方、税体系を見直し、課税原則からみた「ゆがみ」を正すことは重要である。

例えば、現状では法人の7割が法人税を払っていない。資本金が1億円を超える企業でも、過半数の53.2%が法人税を支払っていない¹。不公平感を解消するため、利益でなく支出に課税する外形標準課税制度の導入を検討すべきである。

また、消費税率の引き上げのみを安易に論ずるのではなく、導入後20年を経た中で改善すべき課題、例えばインボイス制度の導入、輸出戻し税と仕入れ税額控除との関係、消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除²など徴税の仕組みに工夫すべき面もあり、以上を整理した上で、先にこれらの課題を検討し解決していくべきである。

¹「平成21年度分会社標本調査」(国税庁)から計算。

²「消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について」(平成23年10月会計検査院)

景気調整機能と税外収入・増税の関係

(1) 日本郵政株式の売却等税外収入の確保

まず、平成 23 年度第 3 次補正予算の財源を含む今後の復興財源については、郵政改革関連法案が早期に成立し経営も軌道に乗れば、日本郵政株式に正当な株価が与えられ、政府が同株式を適宜売却すれば、数兆円規模の税外収入を確保できる点を改めて確認する³。

日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源が確保され、時限的な税制措置が「減額」される⁴ことは「前提」である。

(2) 無利子非課税（復興）国債の導入（相続・贈与税）

まず、その概要⁵は以下のとおりである。

- ① 70 歳以上の者から 3～40 歳代の者への資産移転を促進。現役世代への生前贈与による財産の有効活用、若年層の消費を活性化させることが目的。
- ② 3 年間の時限措置として贈与税非課税
- ③ 相続時、無利子国債相当分については、相続税を課税⁶

無利子非課税国債の趣旨は、相続時精算課税制度のそれと共通点がある。つまり、両者は、高齢者の資産をスムーズに次の世代に渡すための制度といえる。

この点で、国土交通省が住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長を要望している⁷点を評価する。もっとも、同国債の対象は住宅に限定しておらず、住宅以外の消費にも波及効果がある。また、

- ・ タンス預金等の資金を活用し、消費拡大や景気回復に寄与

³ 「日本再生」重点要望(税制改正編)(平成 23 年 11 月 2 日国民新党・新党日本)。なお、本要望は同税制改正編を一部改定したもの。

⁴ 「平成 23 年度第 3 次補正予算及び復興財源の基本的方針」(平成 23 年 10 月 7 日閣議決定)

⁵ 具体的な内容は「無利子非課税復興国債について」(平成 23 年 8 月 4 日国民新党・新党日本)参照。なお、同日政府税制調査会において席上配布。

⁶ 注 3 税制改正編において記載されていた「贈与財産のうち 2 分の 1 は無利子国債(償還期間 10 年)とすることを義務付け」としていた点を削除した。

⁷ 「平成 24 年度国土交通省税制改正要望について」(平成 23 年 10 月 28 日国土交通副大臣)。住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置による生産波及効果(1 年間)は、1.14 兆円。

- ・ 増税によらない財源として経済成長を加速し、財政再建にも貢献できる。

課税原則と税収の関係

(1) 課税原則

課税原則として一般的に用いられているのは「公平」「中立（効率）」「簡素」であり、さらに「国際的整合性」をあげることもある⁸。問題は、これらの原則を両立させることが大変困難なことである。

この点に苦慮している徴税実務に敬意を表するとともに、今後とも、両立を追求する姿勢を継続することが重要である。また、この姿勢は社会保障と税に関わる番号制度の着実な推進⁹と合わせて追求されるべきである。

(2) 輸出戻し税と仕入れ税額控除との関係（消費税）資料1

中間業者（同資料で示す原材料製造業者、完成品製造業者及び卸売業者。主として下請けとしての中小企業を想定）は輸出免税の利益を受けられるか。

小売業者（主として大手製造業を想定）が最終製品を輸出する場合、輸出者として同製品に対し輸出戻し税を受けられる一方、中間業者は仕入れ税額控除を受けられるとしても消費税を支払っていることとなる。

つまり、最終製品が輸出品であれば、小売業者は輸出戻し税を受けられるのに対し、中間業者は輸出品かどうかに関係なく消費税を支払うこととなる。そうだとすれば、最終製品が輸出品である場合、その中間段階の「消費」も還付対象にしないと、輸出戻し税を受けられる輸出者との関係で不公平ではないか。卸売等と小売との間で不公平感があるのではないかが問題となる。

この問題を放置したまま消費税率が引き上げられると、卸売等と小売の間で更に不公平感が拡大するため、主として大手製造業者だけもうかる結果になる。この結果は承服しがたい。

⁸ 「日本の税制 何が問題か」p.7-8(森信茂樹、岩波書店、2010年)。このほか、フェア・オープン・シンプル・ロジカルの4原則(新党日本)などもあるが、ここでは一般的な用法に従った。

⁹ 「日本再生」重点要望(平成23年9月28日国民新党・新党日本)参照。

(3) インボイス制度の導入（消費税）資料2

以上の議論を踏まえ、更にインボイス制度の導入を検討すべきである。中立（効率）に資する上、電子化とともに活用すれば簡素にもなりうると思われる。下請け業者は、消費税分を製品の価格に反映しようとしても難しく、逆に小売業者から消費税分の値引きを迫られる実態もあるという。そのような下請け業者の弱い立場を守ると同時に、納税意識の向上にも資すると思われる。

更に、欧州諸国では、インボイスが仕入税額控除の要件とされているため、国際的整合性にも資すると思われる。

もっとも、インボイス制度の導入は、かえって事業者の事務負担につながるとの指摘もあるので、その点注意が必要である。

(4) 外形標準課税の導入（法人税）資料3

現在、政府税調では「課税ベースの拡大」として議論されているが、その中に外形標準課税も含めて議論すべきである。

また、連結課税ベースによる事実上の租税回避行為との疑いを持たざるを得ないような方法で納税額の減を図ろうとする大企業もある。そして、1度赤字・欠損になると、最大7年間法人税の支払いを免除される（法人税法57条）ことから、この点にも不公平感が高まっている。

(5) 固定資産税（地方税）

明年度の評価替えて、景気の伸び悩み等による土地・建物の価格下落により、大幅な減収が見込まれることから、地価高騰時に講じられた特例等合理性の低下した特例を見直し、減収額を圧縮する措置を講じるべきである。

各論

(1) 震災対策

- ・被災事業者の事業再開と経営安定化に向けた税制支援
設備投資減税（即時償却・税額控除）資料4

- 固定資産税の減免 資料 5
- 新規創業者への税制支援 資料 6
- 遊休設備の無償譲渡の全額損金制度 資料 7
- ・通信・放送システム災害対策促進税制の創設 資料 8
- 非常用電源・予備電源の特別償却
- 電源用・消防艇動力源の軽油引取税の免除
- ・放射性物資の処理施設用地取得の特例措置
- 放射性物資の処理施設用地取得の特例措置（5千万円の特別控除ほか）の創設
- ・農地及び中小企業の事業承継のための「納税猶予対象農地の特例」や「納税猶予制度の緩和」の早期実現

（2）中小企業投資促進税制¹⁰

大企業の法人税率の削減は、税負担者が少ないほか減税分が株主配当等へ流れる傾向があり、雇用創出や新規投資を通じての税収増にはつながらない。研究開発投資税制等を拡充・延長・恒久化を図るべき。中小企業が国内に投資した場合は、投資額の15%を投資減税として、法人税から税額控除すべき。工場立地の優遇策として円高対策にも資する。そのほか、

- ・中小法人の税率11%以下への検討（実施時期の明確化） 資料 9
- ・中小企業事業承継のための納税猶予制度の緩和（相続税の非課税化等）
資料 10
- ・「中小企業の租税特別措置等の利用制限」の撤廃 資料 11

（3）住宅税制の改善

新築住宅の固定資産税の減免措置の恒久化等を実現 資料 12

（4）再生可能エネルギー、森林吸収対策等のための税制度創設

- ・再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源を確保
- ・石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用等軽油の免税・還付措置の実現
- ・再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固定資産税の免除措置を実現 資料 13

¹⁰ 「急激な円高などにより加速する産業空洞化への対応」（平成23年10月28日経済産業副大臣）も参照。なお、我が国の経済情勢を「実質」でなく「名目」GDPで分析している点を評価する。

(5) 寄付文化の更なる推進税制の創設 資料 14

寄付による個人の社会参画を促し、相互扶助社会形成のため、更なる推進税制を創設。

(6) 交際費の損金算入化 資料 15

- ・ 中小企業における交際費の損金算入の特例について適用期間の延長
- ・ 資本金制限の撤廃（大企業にも適用）
- ・ 全額損金算入に拡充

(7) 第1次産業促進税制

農林水産業は季節性・年度性における年間所得の変動が激しく、他の業種より内部留保率を高めなければ産業として強化できない。農林漁業を専業とする法人に減税措置を講じ、第1次産業を強化すべき（農業経営基盤強化準備金の見直しを含む）。

(8) 仕送り減税の創設（所得税）

昨年度国民新党税制改正重点要望において、「大学等の教育機関の偏在実態を踏まえ、親元を離れて大学等に通学する子を持つ世帯の家計を支援することにより、教育の機会均等を図る。減税分が地方の個人消費に回ることも期待される。特定扶養控除の廃止に見合う代替策として導入」すべきと要望した。

昨年度の回答である「大学生については、教育費等のかかり増しを考慮して、特定扶養控除が設けられていること、さらに教育費に関する支援としては、高校無償化や奨学金などもあることとの関係、別居の老親などに仕送りを行っている納税者等とのバランスなど様々な論点があり、慎重に検討する必要」から本年度どの程度進捗したのか回答願う。

(9) 食料品、旅客輸送等に対する軽減税率（消費税）

→ 離島振興策

(10) 郵政事業関係

- ・ ゆうちょ、かんぽの業務委託にかかる消費税の非課税化¹¹ 資料 16

「ゆうちょ」「かんぽ」は、郵便局会社に業務委託することを義務付けられている一方、それに伴う手数料と消費税は、競争上著しく不利となっている。

この消費税を非課税化し、「ゆうちょ」「かんぽ」によるユニバーサルサービ

¹¹ 「平成24年度総務省主要税制改正要望」(平成23年10月26日)も参照。

スの円滑な推進を図るべき。

- ・社会・地域貢献準備金を経過措置を講じた上で廃止

(11) 社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討¹²

社会保険診療や介護保険サービスは高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされる一方、一部の医療機関等から、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されていない状態になっているとの指摘がある。

(12) 医療に関わる事業税非課税措置等の存続（地方税）

- ・社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すべき
- ・医療法人の事業税について、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すべき

なお、社会保険診療報酬の所得計算の特例に関し、会計検査院の意見表示¹³を踏まえ、公平性の観点から悪質事例を調査の上、必要な改善策を検討すべき。

(13) 市町村たばこ税都道府県交付金（地方税）

- ・成人人口1人当たりのたばこ税収が全国平均の2倍を超える場合にその超えるたばこ税相当額を都道府県に交付する制度(地方税法485条の13)について、その基準を2倍から3倍に引上げ
- ・たばこ税額を条件とする補助金等の禁止(地方税法485条の14)を削除

(14) 旅客船にかかる軽油引取税特例措置の延長または恒久化（軽油引取税）

(15) 沖縄関連 資料 17

【新設・継続】

- ・沖縄の金融業務特別地区（金融特区）に係る税制優遇措置の拡充
- ・沖縄の特別自由貿易地域等に係る税制優遇措置の拡充
- ・国際エンターテインメント特区に係る税制優遇措置の創設
- ・国際物流特区に係る税制優遇措置
- ・沖縄の情報通信産業特別地区（IT特区）等に係る税制優遇措置の拡充
- ・沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の拡充
- ・デューティーフリーショップに対する消費税引き上げの適用除外措置等

¹² 「平成24年度厚生労働省税制改正要望主な事項について」(平成23年10月26日厚生労働省副大臣)も参照。

¹³ 「社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について」(平成23年10月28日会計検査院長)

- ・ 沖縄の公共交通機関に対する税制措置優遇措置（モノレール）
- ・ 医療ツーリズム推進のために取得する機械・建物等に係る税額控除等の拡充

【廃止】

- ・ 沖縄電力に係る石油石炭税の免税措置の廃止
- ・ 沖縄に係る揮発油税・LNG軽減税率の廃止

（16）ナショナル・トラスト税制（地方税）

生物多様性の保全上重要な土地が開発等によって損なわれることを防ぐために、公益社団法人及び公益財団法人がそのような土地を取得又は所有する活動（ナショナル・トラスト活動）を推進するため、その目的のために取得する土地については不動産所得税と固定資産税を非課税とすべき。

（17）車体課税（自動車重量税・自動車取得税・自動車税）

固定資産税と同様、車体課税も地方にとっては貴重な財源である。これまで車体課税の一般財源化に反対してきた我々の立場からみれば、車体課税を廃止するならそれに見合う代替財源をまず地方に提示しなければならない。

また、エコカー減税導入時には4割強であったエコカー減税対象車が、現在では約8割となっており¹⁴、しかも、新車販売台数はエコカー減税後も減少傾向¹⁵であるため、例えば、衝突被害軽減ブレーキの普及による安全対策など¹⁶エコカー減税等の対象車種を絞り込めば、かえって駆け込み需要が生まれるのではないかと思われる。

（18）山林に関する相続税・贈与税の納税猶予制度の創設¹⁷

水源林の外資による買収を阻止する観点¹⁸からも創設するべき。

¹⁴ 「車体課税について」(平成23年11月15日財務省)

¹⁵ 「車体課税(地方税)について」(平成23年11月15日総務省)

¹⁶ 「自動車の車体課税の見直しについて」(平成23年11月15日国土交通副大臣)

¹⁷ 「平成24年度農林水産省税制改正要望について」(主要事項)(平成23年10月26日農林水産副大臣)も参照。

¹⁸ 例えば、「奪われる日本の森—外資が水資源を狙っている—」(平野秀樹・安田喜憲、新潮社、2010年)参照。